

令和7年度

公益社団法人富山県高等学校安全振興会加入のご案内

はじめに

富山県高等学校PTA連合会と富山県私立高等学校PTA連絡協議会は、「わが子の安全を願いつつも、お互いの強い連携のもとに、助けあいを推進していく」趣旨のもと、平成4年「富山県高等学校PTA安全互助会」を発足させ、PTA会員の互助共済を図ってまいりました。

平成18年の保険業法の改正により、PTA共済事業も保険業法の適用対象となり、法律に基づき事業を行えるよう組織を改め、平成18年4月「財団法人富山県高等学校安全振興会」として再出発しました。

平成20年12月施行の「公益法人制度改革関連3法」により、平成25年11月までに新たな「非営利法人」への移管、また、平成22年5月成立の「PTA・青少年教育団体共済法」により、共済事業も新法に合わせた制度に改変することが求められました。

こうした法律改正の中、本会では、平成24年4月から会員の意見をより多く反映できる「一般社団法人」と改めました。その後、公益性をより高め担保するために、平成26年4月に「公益社団法人」に移行しました。今後も、生徒等の災害に関する共済金給付等の事業とともに、安全教育の普及充実を推進することにより、公益に奉仕してまいります。

本会の設立の経緯と趣旨を十分ご理解のうえ、ぜひとも加入していただきますようご案内申し上げます。なお、本会への加入は本会が定める共済規程（共済約款）に基づいた契約であり、共済掛金・香料掛金を納めていただくことにより加入されたことになります。

加入について

(1) 手続き

各校PTA単位ごとにまとめ、PTA会長名で本会事務局に加入手続きをしていただきます。

保険業法の関係で**3月末日までに共済契約申込書**を提出し、**6月末日までに共済掛金・香料掛金**を納入された場合、4月1日に遡り共済金・香料が支払われます。

(2) 共済掛金・香料掛金

共済掛金・香料掛金は、法律に基づいて過去の実績をもとに算出した額です。

【共済掛金】

- | | | |
|---------------------|---------|--------|
| ● 高等学校全日制課程（専攻科も含む） | 生徒一人につき | 1,045円 |
| ● 高等学校定時制課程（専攻科も含む） | 生徒一人につき | 490円 |
| ● 高等学校通信制課程 | 生徒一人につき | 140円 |
| ● 特別支援学校高等部 | 生徒一人につき | 1,045円 |
| ● 特別支援学校中学部 | 生徒一人につき | 290円 |
| ● 特別支援学校小学部 | 児童一人につき | 290円 |
| ● 特別支援学校幼稚部 | 幼児一人につき | 140円 |

【香料掛金】

幼児・児童・生徒一人につき 10円

■ 共済給付金の種類と概要及び香料給付

(1) 共済給付金の種類と概要

原則として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付を行った場合、下表に示したように支払います。特別死亡共済金は審査委員会で審査し、学校管理下に準ずる災害と認められた場合に支払います。

共済金の区分		補償内容	共済金額
1	死亡共済金	学校管理下において死亡した場合 学校管理下での突然死および通学時	1,500万円 750万円
2	後遺障害共済金	学校管理下における活動中の障害により、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）になった場合 (障害の状態により第1級～第14級まであります。)	第1級：2,000万円) 第14級：44万円 通学時は上記金額の50%
3	負傷共済金	学校管理下における活動中の傷害により、入院又は通院した場合	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付額が2万円以上 (同一傷病)のものについて、その30%
4	義歯共済金	学校管理下の事故による負傷のため歯科補綴（欠損補綴に限る）を受けた場合で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法にもとづく災害共済給付として見舞金の支給対象となる障害の程度に達しない場合	自費治療費の50% 支払対象 { 実費診療費 5万円以上 最高給付限度額 20万円
5	特別死亡共済金	審査委員会の議を経て、特に学校管理下に準ずる災害と認められた場合	1に定める額のそれぞれ50%

(2) 香料給付金

生徒等が死亡した場合（学校管理下のいかんや理由を問いません） 5万円

(3) 支払の制限

児童・生徒本人の故意による災害や、重大な過失による災害の場合に支払が制限されることは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付と同じです。

また、被害者が共済金支払い事由と同一の事由で他から損害賠償を受けるときは、共済金の一部又は全部を支払いません。もし、本会が支払った後、損害賠償を受けた場合には、支払金の一部又は全部の返還を求めます。

(4) 請求と支払

会員（保護者）からの必要書類の提出を受け、PTA会長が学校を通じて請求します。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに提出した書類の写しや給付決定通知書の写し等を添付し、学校を通じて請求書（本会の定める様式）を送付してください。

提出された書類を審査し、支払金額を決定した後、学校へ送金します。会員へは学校から支払われます。

※ 個人情報の取扱については、「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に従うものとします。

※ ご提出いただいた個人情報については、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外には使用いたしません。

公益社団法人富山県高等学校安全振興会

〒930-0018 富山市千歳町1-5-1(富山県教育記念館内)
TEL 076-432-2810 FAX 076-432-1501